			放射線の量（土砂による水の濁りの発生に伴うもの）
			造成等の施工による一時的な影響
四　調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五　調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	一　調査すべき情報 イ　放射線の量の状況 ロ　濁度又は浮遊物質量の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。） ハ　流れの状況 ニ　気象の状況 ホ　土質の状況 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 三　調査地域 地域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四　調査地点 地域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五　調査期間等 地域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	一　予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二　予測地域 調査地域のうち、地域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三　予測地点 地域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点 四　予測対象時期等 造成等の施工による放射線に係る環境影響が最大となる時期	環境影響を的確に把握できる地点 四　予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による放射線に係る環境影響が最大となる時期

			放射線の量（建設工事に伴う副産物に係るもの）
			造成等の施工による一時的な影響
一　予測の基本的な手法 建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 二　予測地域 対象飛行場設置等事業実施区域 三　予測対象時期等 工事期間	別表第二の備考に次のように加える。 八　この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。 （港湾環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正） **第三条**　港湾環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。 第三条第一項第二号イに次のように加える。 (6)　一般環境中の放射性物質の状況 第四条第四項第一号及び第二号中「第四号」の下に「及び第五号」を加え、同項第三号中「次号」の下に「及び第五号」を加え、同項第四号中「環境要素」の下に「（次号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）」を加え、同項に次の一号を加える。 五　一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 イ　放射線の量 第五条に次の一号を加える。 七　前条第四項第五号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること。 （軌道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部改正） **第四条**　軌道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年運輸省令第二号）の一部を次のように改正する。 第五条第三項第一号及び第二号中「第四号」の下に「及び第二十一条第四項第五号」を加え、同項第三号中「次号」の下に「及び第二十一条第四項第五号」を加え、同項第四号中「環境要素」の下に「（第二十一条第四項第五号に掲げるものを除く。以下同じ。）」を加える。 第十四条第四項中「記載された意見」の下に「及び見解」を加える。 第二十条第一項第二号イに次のように加える。 (7)　一般環境中の放射性物質の状況 第二十一条第四項に次の一号を加える。 五　一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素 イ　放射線の量 第二十二条第一項に次の一号を加える。 七　前条第四項第五号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること。		